
北海道地球温暖化防止対策基金の活用方針

～2030 年までの 48% 削減、
2050 年までの「実質ゼロ」に向けて～

令和 5 年(2023)12 月
北海道

本方針の位置づけ

2023年7月に公布された北海道地球温暖化防止対策基金条例に基づき設置した北海道地球温暖化防止対策基金、通称、ゼロカーボン北海道推進基金（以下「基金」という。）について、再生可能エネルギー等の導入等の加速化、省エネルギーの推進、地球温暖化の防止などの事業に活用する際の方針を策定したものである。

I 基金に関する基本的な考え方

1 基金設置の目的

2030年度までの48%削減に向け、温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けては、取組をより一層加速する必要があることから、一定期間、安定的、かつ、継続的にこれらの事業を実施するための財源として活用するため、100億円規模の基金を設置した。

今後、この基金を活用し、地域における再生可能エネルギー等の導入支援や環境・エネルギー産業の振興、ゼロカーボンを担う人材育成など、先駆性やモデル性、地域への波及性なども考慮しながら、効果的な取組を進めていく。

2 基金の活用期間の目安

基金の活用期間は5年を基本とし、5年を目途に見直しを行う^{※1}。

3 基金の活用方法等

- (1) 基金を活用する事業は、温室効果ガスの削減量や費用対効果のほか、先駆性やモデル性、地域への波及性など、事業実施により期待される効果などを踏まえて、総合的に選定する。
- (2) 基金から事業に充てる単年度の充当額は、新エネルギー導入加速化基金^{※2}充当実績額（2020年度及び2021年度の実績で年15億円程度）を踏まえつつ、対象事業を拡充することを総合的に勘案し、20億円程度とする。

4 推進管理

毎年度、基金の活用事業による温室効果ガスの排出削減効果について評価・確認を行い、次年度以降の施策展開に反映する。

¹北海道地球温暖化防止対策条例（2023年4月改正）は施行から5年を目途に見直しを行うこととしており、本基金についても5年を目途に見直しを行うこととする。

²エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、地域への新エネルギーの導入等の加速化を図るため、2017年4月に創設されたが、本基金の設置に合わせ、廃止している。

II 基金を充当する対象事業

1 基金を充当する対象事業

北海道地球温暖化対策推進計画（2022年3月改定）において、2030年度までの48%削減や2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けては、「道、市町村、事業者、道民の各主体が行う脱炭素化」、「全国随一のポテンシャルを誇る再生可能エネルギーの最大限の活用」、そして「森林等による二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に進める取組として位置づけていることから、これらの取組（以下の（1）から（3））を柱として設定し、以下の取組について基金を充当する。

基金を充当する取組の柱立て	対象とする取組
（1）多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化 ～道、市町村、事業者、道民の各主体が行う脱炭素化の取組～	<ul style="list-style-type: none">●脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換（家庭・事業所の脱炭素化）●地域の脱炭素化●交通・物流の脱炭素化●ZEB、ZEHの普及など建築物の脱炭素化●気候変動への適応●道有施設の脱炭素化
（2）豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用 ～再エネの最大限の活用～	<ul style="list-style-type: none">●地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開●ポテンシャルの最大限の活用に向けた関連産業の振興
（3）森林等による二酸化炭素吸収源の確保 ～吸収源の確保～	<ul style="list-style-type: none">●森林吸収源対策（森林環境譲与税での対象事業を除く）●農地土壤炭素吸収源対策●水産分野における取組

III 寄附金の受入促進

1 寄附金の呼びかけ

ゼロカーボン北海道の実現に向け、基金に対する寄附金を企業等に呼びかけていくこととし、より多くの企業等から寄附を募るため、道のホームページやSNSなどを活用し、基金設置の趣旨や道の取組などを広く周知する。

また、特に道外に本店を置く企業に対しては、寄附する企業にも税法上のメリットがある企業版ふるさと納税の制度の説明と合わせて周知する。

2 寄附者への報告等

寄附いただいた企業に対しては、ホームページやSNSへの掲載、感謝状の贈呈等を行うほか、寄附金を活用した事業の取組成果や執行状況等を報告することにより、道の取組に対する理解の深化、さらには寄附の継続・協力につなげていく。